

成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方の権利や財産を守り、その方の望む暮らしを支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度 判断能力が十分でない方のために

本人や家族などが家庭裁判所に申立をし、家庭裁判所によって成年後見人などが選任されます。判断能力の程度により次の3つに分かれています。

後見



常に判断能力を欠いている方

保佐



判断能力が著しく不十分な方

補助



判断能力が不十分な方

任意後見制度 将来の不安に備えたい方のために

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設入所などの身上に関する事柄を本人に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ決めておき、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

高齢者・障がい者権利擁護センターが行う事業内容

権利擁護センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また多くの方に利用していただくため、次の業務を行っています。

相談

電話や窓口で、成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者などからの相談をお受けします。



月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時
(土日、祝日、年末年始はお休みになります。)

専門職相談

弁護士、司法書士等の専門職による相談（予約制）を定期的に実施します。



司法書士による相談

毎月第2木曜日 午後2時～午後4時

弁護士による相談

毎月第4木曜日 午後2時～午後4時

(相談日が祝日の場合は翌営業日になります。)

普及・啓発

成年後見制度への理解を深めていただけるよう、市民の皆さんや関係機関の方々に、制度に関する広報や講演会、研修会などを開催し、普及・啓発に努めます。



市民後見人の育成

市民参加型の権利擁護を図るため、市民後見人の育成を行います。

※市民後見人とは、社会貢献の意欲と倫理観が高い市民で、成年後見制度に関する研修を修了し、一定の知識と態度を身に付けた方で、家庭裁判所の選任を受けて成年後見人などの活動をする人です。

